

神奈川県医薬品適正使用連携体制整備 ガイドライン

平成 17 年 3 月

神奈川県衛生部

目 次

はじめに	1
総則	3
目的	3
定義	3
医薬品情報分類	3
関係者の守秘義務	3
第1部 医薬関係者間連携体制整備ガイドライン	4
病院における体制の整備	4
診療所における体制の整備	6
薬局における体制の整備	8
第2部 医薬品流通関係者間連携体制整備ガイドライン	10
卸売会社における体制の整備	10
製薬会社における体制の整備	12
別表 医薬品情報分類	13
委員会名簿	14

はじめに

21世紀を迎えた我が国では、生活習慣病患者の増加や本格的な高齢社会の到来を迎え、長期投与、複数受診による多剤併用等、医薬品を使用される患者背景は多様化しております。それに応じて医薬関係者においても、患者一人ひとりに最も必要とされる医薬品情報を適切に取り扱うことが求められており、また、医薬関係者や医薬品流通関係者による的確な医薬品情報の提供などが求められております。

このような背景のもと、本県においても、平成14年7月に神奈川県薬事審議会から「神奈川県における医薬品適正使用の推進に向けて(最終報告書)」が知事あてに報告され、その中で、県が講ずべき具体的方策が提言されました。

この提言を受けて、平成15年度に医薬品適正使用推進体制整備検討委員会及び専門委員会を設置し、医薬関係者間の連携体制の整備及び医薬品流通関係者間の連携体制の整備等について検討を行い、それらの連携体制を構築するための試行用ガイドラインを作成しました。

更に平成16年度においては、試行用ガイドラインの内容を検証するために、医薬品適正使用推進体制整備モデル事業を実施するとともに、医薬品適正使用推進体制整備モデル評価委員会及び専門委員会を設置し、モデル事業の結果を通じて試行用ガイドラインの評価等を行いました。

その評価の結果、同委員会等において有用性が認められるに至ったことから、ここに「神奈川県医薬品適正使用連携体制整備ガイドライン」として策定するものです。

神奈川県医薬品適正使用連携体制整備ガイドライン

総則

目的

本ガイドラインは、県民が安心して医薬品による治療を受けられる環境を整備することを目的として、神奈川県内の医薬関係者及び医薬品流通関係者における、医薬品の適正使用に係る連携体制とその業務内容の明確化を図るものである。

定義

- 1 「医薬関係者」とは、病院、診療所及び薬局に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医薬品の使用に携わる関係者をいう。
- 2 「製薬会社」とは、医薬品の製造販売業者をいう。
- 3 「卸売会社」とは、医薬品の卸売一般販売業者をいう。
- 4 「医薬品流通関係者」とは、製薬会社及び卸売会社をいう。
- 5 「患者情報」とは、患者の既往歴、臨床検査値、医薬品の使用経験、嗜好等の医薬品を使用するにあたって考慮すべき患者の情報をいう。
- 6 「副作用等」とは、医薬品に起因する副作用及び感染症の発生又は発生の疑いをいい、医療過誤や調剤過誤に起因するものは含まない。また、「副作用等情報」とは、副作用等に係る情報をいう。
- 7 「医薬品情報」とは、医薬品の添付文書の「効能又は効果」、「用法及び用量」及び「使用上の注意」に記載された情報をいい、改訂された情報も含む。
- 8 「情報媒体」とは、医薬品の添付文書、緊急安全性情報、再審査・再評価結果のお知らせ文書、使用上の注意の改訂お知らせ文書、医薬品安全対策情報、インタビューフォーム等、医薬品情報が記載された情報提供媒体をいい、病院、診療所及び薬局で作成されたものも含む。
- 9 「MR」とは、製薬会社における医薬情報担当者をいう。
- 10 「MS」とは、卸売会社における医薬品卸販売担当者をいう。

医薬品情報分類

本ガイドラインにおいては、医薬品情報を別表のとおり3段階に分類し、致命的、重篤又は非可逆的な健康被害の発生に関与する可能性が高いものから「情報分類Ⅰ」、「情報分類Ⅱ」、「情報分類Ⅲ」とする。

関係者の守秘義務

医薬関係者及び医薬品流通関係者は、業務上知り得た患者情報について、個人情報の保護に関する法律の適用に留意し、厳格に取扱わなければならない。さらに医師、薬剤師、卸売会社は、業務上知り得た患者情報について、刑法第134条による秘密漏示の制限があることに留意しなければならない。

なお、個人情報に該当する患者情報を第三者へ提供する場合は、事前に本人の同意を得て行う。

第1部 医薬関係者間連携体制整備ガイドライン

病院における体制の整備

1 医薬品情報責任者の設置及び業務

(1) 病院において、医薬品情報及び副作用等情報を一元的に取扱う者として医薬品情報責任者を設置し、薬剤師から選任する。

(2) 医薬品情報責任者は、次に掲げる業務を行う。

ア 製薬会社等から提供される医薬品情報（情報媒体）の収集、整理、保管、管理、病院内における医薬関係者への提供

イ アの業務のうち医薬品情報分類及びに該当する新規情報の収集時における迅速なる情報整理及び情報提供

ウ 病院内の医薬関係者から製薬会社又は卸売会社へ情報提供した副作用等情報及び厚生労働省へ報告した副作用等情報の収集、整理、保管、管理、病院内における医薬関係者への提供

2 医薬品の適正使用に係る連携を推進する委員会の設置及び業務

(1) 病院に薬剤部門を事務局とする医薬品の適正使用に係る連携を推進する委員会を設置する。ただし、既存の組織（薬事委員会等）で対応する場合はこの限りではない。

(2) 医薬品の適正使用に係る連携を推進する委員会は、次に掲げる業務を行う。

ア 医薬品の適正使用に係る連携業務手順書（以下「連携業務手順書」という。）の内容の検討

イ 医薬品情報の収集に使用する情報媒体の選択

ウ 病院内における医薬関係者の連携に関する定期的協議

エ 病院内における医薬関係者の連携に改善が必要な場合の改善措置の実施

3 病院内の医薬関係者の業務

(1) 医薬関係者は、病院内及び病院外の医薬関係者と患者情報を共有化するために、次に掲げる業務を行う。

ア 医薬関係者は、患者所有のお薬手帳など医療に係る情報を記載できる帳票類（以下「お薬手帳等」という。）に、現病歴、副作用歴について記載する。その他の患者情報については、次に掲げる事項を参考として必要に応じて記載する。

なお、お薬手帳等への記載にあたっては、必ず患者の同意を得ることとし、また、お薬手帳等へ記載された患者情報の管理は、原則的に患者自身が行うこととする。

既往歴

医薬品の服用歴

その他、臨床検査値など医薬品の適正使用にあたって必要な情報

イ 医薬関係者は、他の医薬関係者、患者本人、看護人がお薬手帳等へ記載した患者情報を確認する。

ウ 医薬関係者は、患者がお薬手帳等を所有していない場合や、患者と相対していないが患者の生命又は身体の健康が損なわれるおそれがあり、緊急に患者情報を共有化しなければならない場合には、お薬手帳等への記載以外の方法により、随時患者情報の共有化を図る。

(2) 医薬関係者は、医薬品情報分類 に該当する医薬品情報について、当該医薬品を使用する患者に該当するか否かを確認する。

(3) 医薬関係者は、医薬品情報分類 に該当する医薬品情報について、当該医薬品を使用する患者に該当するか否かを確認する。該当することを確認した場合、処方した医師又は歯科医師(以下「処方医」という。)は、必要に応じて当該患者へ情報提供する。処方医以外の医薬関係者は、処方医と連携し必要に応じて当該患者へ情報提供する。

(4) 医薬関係者は、医薬品情報分類 及び に該当する新たな医薬品情報を収集したときは、規定期間内に医薬品情報責任者へ報告する。

(5) 医薬関係者は、医薬品情報分類 に該当する新たな医薬品情報を収集したときは、規定期間内に当該医薬品を使用している患者に該当するか否かを確認する。該当することを確認した場合、処方医は当該医薬品の使用の可否について検討し、当該患者へ情報提供するとともに、当該患者に関わる病院内及び病院外の医薬関係者へ情報提供する。また、処方医以外の医薬関係者は処方医へ情報提供するとともに、処方医と連携して必要に応じて当該患者へ情報提供する。

(6) 医薬関係者は、患者に副作用等が発生したときは、製薬会社又は卸売会社へ情報提供するとともに、必要に応じ厚生労働省への報告を行う。

(7) 医薬関係者は、製薬会社又は卸売会社へ情報提供した副作用等情報及び厚生労働省に報告した副作用等情報を規定期間内に医薬品情報責任者へ報告する。

4 手順書の作成

(1) 病院は、本ガイドラインに示す医薬品の適正使用に係る連携体制を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順を記載した連携業務手順書を作成する。ただし、既存の手順書等に対応する場合はこの限りではない。

ア 医薬品情報の収集・管理・提供に関する手順

イ 副作用等情報の収集・評価・提供・報告に関する手順

ウ 患者に対する情報提供に関する手順

エ 病院内及び病院外の医薬関係者間における患者情報の共有化に関する手順

オ 記録の保存に関する手順

(2) 病院は、医局、調剤所、病棟等に、連携業務手順書を備え付ける。

(3) 病院は、連携業務手順書を作成し、又は改訂したときは、当該連携業務手順書にその日付を記載し、これを保存する。

診療所における体制の整備

1 医薬品情報責任者の設置及び業務

- (1) 診療所において、医薬品情報及び副作用等情報を一元的に取扱う者として医薬品情報責任者を設置し、薬剤師から選任する。ただし、薬剤師を設置する必要のない診療所においては、医師、歯科医師から選任する。
- (2) 医薬品情報責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 医薬品情報の収集に使用する情報媒体の選択
 - イ 製薬会社等から提供される医薬品情報（情報媒体）の収集、整理、保管、管理、診療所内における医薬関係者への提供
 - ウ イの業務のうち医薬品情報分類及び に該当する新規情報の収集時における迅速なる情報整理及び情報提供
 - エ 診療所内の医薬関係者から製薬会社又は卸売会社へ情報提供した副作用等情報及び厚生労働省へ報告した副作用等情報の収集、整理、保管、管理、診療所内における医薬関係者への提供

2 診療所内の医薬関係者の業務

- (1) 医薬関係者は、診療所内及び診療所外の医薬関係者と患者情報を共有化するために、次に掲げる業務を行う
 - ア 医薬関係者は、患者所有のお薬手帳など医療に係る情報を記載できる帳票類（以下「お薬手帳等」という。）に、現病歴、副作用歴について記載する。その他の患者情報については、次に掲げる事項を参考として必要に応じて記載する。
 - なお、お薬手帳等への記載にあたっては、必ず患者の同意を得ることとし、また、お薬手帳等へ記載された患者情報の管理は、原則的に患者自身が行うこととする。
 - 既往歴
 - 医薬品の服用歴
 - その他、臨床検査値など医薬品の適正使用にあたって必要な情報
 - イ 医薬関係者は、他の医薬関係者、患者本人、看護人がお薬手帳等へ記載した患者情報を確認する。
 - ウ 医薬関係者は、患者がお薬手帳等を所有していない場合や、患者と相対していないが患者の生命又は身体が健康が損なわれるおそれがあり、緊急に患者情報を共有化しなければならない場合には、お薬手帳等への記載以外の方法により、随時患者情報の共有化を図る。
- (2) 医薬関係者は、医薬品情報分類 に該当する医薬品情報について、当該医薬品を使用する患者に該当するか否かを確認する。

- (3) 医薬関係者は、医薬品情報分類 に該当する医薬品情報について、当該医薬品を使用する患者に該当するか否かを確認する。該当することを確認した場合、処方医は、必要に応じて当該患者へ情報提供する。処方医以外の医薬関係者は、処方医と連携し必要に応じて当該患者へ情報提供する。
- (4) 医薬関係者は、医薬品情報分類 及び に該当する新たな医薬品情報を収集したときは、規定期間内に医薬品情報責任者へ報告する。
- (5) 医薬関係者は、医薬品情報分類 に該当する新たな医薬品情報を収集したときは、規定期間内に当該医薬品を使用している患者に該当するか否かを確認する。該当することを確認した場合、処方医は当該医薬品の使用の可否について検討し、当該患者へ情報提供するとともに、当該患者に関わる診療所内及び診療所外の医薬関係者へ情報提供する。また、処方医以外の医薬関係者は処方医へ情報提供するとともに、処方医と連携して必要に応じて当該患者へ情報提供する。
- (6) 医薬関係者は、患者に副作用等が発生したときは、製薬会社又は卸売会社へ情報提供するとともに、必要に応じ厚生労働省への報告を行う。
- (7) 医薬関係者は、製薬会社又は卸売会社へ情報提供した副作用等情報及び厚生労働省に報告した副作用等情報を規定期間内に医薬品情報責任者へ報告する。
- (8) 医薬関係者は、診療所内における医薬関係者の連携に関して定期的に協議するとともに、医薬関係者の連携に改善が必要な場合は、改善措置を実施する。

3 手順書の作成

- (1) 診療所は、本ガイドラインに示す医薬品の適正使用に係る連携体制を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順を記載した連携業務手順書を作成する。ただし、既存の手順書等で対応する場合はこの限りではない。
 - ア 医薬品情報の収集・管理・提供に関する手順
 - イ 副作用等情報の収集・評価・提供・報告に関する手順
 - ウ 患者に対する情報提供に関する手順
 - エ 診療所内及び診療所外の医薬関係者間における患者情報の共有化に関する手順
 - オ 記録の保存に関する手順
- (2) 診療所は、連携業務手順書を備え付ける。
- (3) 診療所は、連携業務手順書を作成し、又は改訂したときは、当該連携業務手順書にその日付を記載し、これを保存する。

薬局における体制の整備

1 医薬品情報責任者の設置及び業務

- (1) 薬局において、医薬品情報及び副作用等情報を一元的に取扱う者として医薬品情報責任者を設置し、薬剤師から選任する。
- (2) 医薬品情報責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 医薬品情報の収集に使用する情報媒体の選択
 - イ 製薬会社等から提供される医薬品情報（情報媒体）の収集、整理、保管、管理、薬局内における薬剤師への提供
 - ウ イの業務のうち医薬品情報分類及び に該当する新規情報の収集時における迅速なる情報整理及び情報提供
 - エ 患者に発生した副作用等情報の処方医への情報提供
 - オ 患者に発生した副作用等情報の製薬会社若しくは卸売会社への情報提供
 - カ 患者に発生した副作用等情報の必要に応じた厚生労働省への報告
 - キ 製薬会社又は卸売会社へ情報提供した副作用等情報及び、厚生労働省へ報告した副作用等情報の収集、整理、保管、管理、薬局内における薬剤師への提供

2 薬剤師の業務

- (1) 薬剤師は、薬局内及び薬局外の医薬関係者と患者情報を共有化するために、次に掲げる業務を行う
 - ア 薬剤師は、患者所有のお薬手帳など医療に係る情報を記載できる帳票類(以下「お薬手帳等」という。)に、副作用歴について記載する。その他の患者情報については、次に掲げる事項を参考として必要に応じて記載する。
 - なお、お薬手帳等への記載にあたっては、必ず患者の同意を得ることとし、また、お薬手帳等へ記載された患者情報の管理は、原則的に患者自身が行うこととする。
 - 既往歴
 - 医薬品の服用歴
 - その他、医薬品の適正使用にあたって必要な情報
 - イ 薬剤師は、他の医薬関係者、患者本人、看護人がお薬手帳等へ記載した患者情報を確認する。
 - ウ 薬剤師は、患者がお薬手帳等を所有していない場合や、患者と相対していないが患者の生命又は身体の健康が損なわれるおそれがあり、緊急に患者情報を共有化しなければならない場合には、お薬手帳等への記載以外の方法により、随時患者情報の共有化を図る。
- (2) 薬剤師は、医薬品情報分類 に該当する医薬品情報について、当該医薬品を使用する患者に該当するか否かを確認する。
- (3) 薬剤師は、医薬品情報分類 に該当する医薬品情報について、当該医薬品を使用する患者に該当するか否かを確認する。該当することを確認した場合は、処方医と

連携し必要に応じて当該患者へ情報提供する。

- (4) 薬剤師は、医薬品情報分類 及び に該当する新たな医薬品情報を収集したときは、規定期間内に医薬品情報責任者へ報告する。
- (5) 薬剤師は、医薬品情報分類 に該当する新たな医薬品情報を収集したときは、規定期間内に当該医薬品を使用している患者に該当するか否かを確認する。該当することを確認した場合、処方医へ情報提供するとともに、処方医と連携して必要に応じて当該患者へ情報提供する。
- (6) 薬剤師は、患者に副作用等が発生したことを知ったときは、規定期間内に当該副作用等情報を医薬品情報責任者へ報告する。

3 手順書の作成

- (1) 薬局は、本ガイドラインに示す医薬品の適正使用に係る連携体制を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順を記載した連携業務手順書を作成する。ただし、既存の手順書等に対応する場合はこの限りではない。
 - ア 医薬品情報の収集・管理・提供に関する手順
 - イ 副作用等情報の収集・評価・提供・報告に関する手順
 - ウ 患者に対する情報提供に関する手順
 - エ 薬局内及び薬局外の医薬関係者間における患者情報の共有化に関する手順
 - オ 記録の保存に関する手順
- (2) 薬局は、連携業務手順書を備え付ける。
- (3) 薬局は、連携業務手順書を作成し、又は改訂したときは、当該連携業務手順書にその日付を記載し、これを保存する。

第2部 医薬品流通関係者間連携体制整備ガイドライン

卸売会社における体制の整備

1 卸売会社の業務及び体制

- (1) 卸売会社は、製薬会社からの依頼に基づき病院、診療所及び薬局へ医薬品情報を提供する場合は、その実施結果について文書により製薬会社へ報告する。
- (2) 卸売会社は、病院、診療所及び薬局から副作用等に関する情報の提供を受けたときはこれを収集する。
- (3) 卸売会社は、収集した副作用等情報について製薬会社へ連絡する。
- (4) 卸売会社は、神奈川県を統括する支店若しくは営業所内又は本社において、上記業務の実施及び管理を行う組織又は要員（以下「適正使用業務の管理部門」という。）を整備する。ただし、既存の組織等で対応する場合はこの限りではない。

2 卸売医薬品情報責任者の設置と業務

- (1) 卸売会社の支店又は営業所等において、医薬品情報及び副作用等情報を一元的に取扱う者として、卸売一般販売業の管理者である薬剤師を卸売医薬品情報責任者とする。
- (2) 卸売医薬品情報責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 製薬会社等から提供される医薬品情報の収集及び管理
 - イ 医薬品情報のMSに対する伝達及び教育訓練
 - ウ 製薬会社からの依頼により、病院、診療所及び薬局へ医薬品情報を提供した際のMSからの実施結果の取りまとめ及び適正使用業務の管理部門への報告
 - エ 病院、診療所及び薬局から収集した副作用等情報の管理
 - オ 副作用等情報の適正使用業務の管理部門への報告

3 MSの業務

- (1) MSは、医薬品情報分類 に該当する医薬品情報を病院、診療所及び薬局に提供するときは、情報分類 である旨を情報媒体に記載するなど、情報分類 である旨を確実に伝達する手段を講じる。また、被提供者から、受領した旨の署名等を取得するよう努める。
- (2) MSは、製薬会社の依頼に基づき、病院、診療所及び薬局へ医薬品情報を提供したときは、情報提供した実施結果を卸売医薬品情報責任者へ報告する。
- (3) MSは、医薬品の供給時等に病院、診療所及び薬局から副作用等情報を収集したときは、卸売医薬品情報責任者へ報告する。

4 MSの教育訓練

卸売会社は、MSに対して、規定した業務を遂行するにあたり必要な医薬品の基礎知識、医薬品の副作用、医薬品の製造販売後安全管理に関する業務、薬事法規等について、定期的に少なくとも年間20時間以上の教育訓練を行う。なお、教育内容の習得度を確認するために、考査等を実施することが望ましい。

5 手順書の作成

- (1) 卸売会社は、本ガイドラインに示す医薬品の適正使用に係る連携体制を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる手順を記載した連携業務手順書を作成する。
ただし、既存の手順書等に対応する場合はこの限りではない。
 - ア 医薬品情報の収集・管理・提供に関する手順
 - イ 副作用等情報の収集・報告に関する手順
 - ウ MSに対する教育訓練に関する手順
 - エ 医薬品情報提供の依頼に対する応需に関する手順
 - オ 記録の保存に関する手順
- (2) 卸売会社は、適正使用業務の管理部門及び支店又は営業所等に、連携業務手順書を備える。
- (3) 卸売会社は、連携業務手順書を作成し、又は改訂したときは、当該連携業務手順書にその日付を記載し、これを保存する。

製薬会社における体制の整備

1 製薬会社の業務及び体制

- (1) 製薬会社は、MRに医薬品情報分類 に該当する医薬品情報を病院、診療所及び薬局に提供させるときは、情報分類 である旨を情報媒体に記載するなど、情報分類 である旨を確実に伝達する手段を講じさせる。また、被提供者から、受領した旨の署名等を取得させるよう努める。
- (2) 製薬会社は、本社又は神奈川県を統括する支店若しくは営業所内において、上記業務及び卸売会社との連携を行うにあたり必要な組織又は要員を整備する。ただし、既存の組織等に対応する場合はこの限りではない。
- (3) 製薬会社は、上記以外の医薬品の適正使用に係る業務及び体制について、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令に従って実施する。

2 卸売会社との連携体制

- (1) 製薬会社は、MRによる医薬品情報の提供が十分に行えない病院、診療所及び薬局が想定される場合においては、卸売会社へ当該情報の提供を依頼して、医薬品情報の提供に努める。
- (2) 製薬会社が卸売会社へ医薬品情報の提供業務を依頼する場合は、両者の本社、支店、営業所のいずれかの間で、依頼と応需に係る文書による取り決めを交わすよう努める。

医 薬 品 情 報 分 類

記載項目	記載事項（医療用医薬品の使用上の注意記載要領による）	情報分類
効能又は効果（関連する注意を含む）	承認を受けた効能又は効果を記載	
用法及び用量（関連する注意を含む）	承認を受けた用法及び用量を記載	
使用上の注意	警告	致死性的又は極めて重篤かつ非可逆的な副作用が発現する場合、又は副作用が発現する結果極めて重大な事故につながる可能性があつて、特に注意を喚起する必要がある場合に記載
	禁忌（原則禁忌を含む）	患者の症状、原疾患、合併症、既往歴、家族歴、体質、併用薬剤等からみて投与すべきでない患者を記載
	慎重投与	患者の症状、原疾患、合併症、既往歴、家族歴、体質、併用薬剤等からみて、他の患者よりも副作用による危険性が高いため、投与の可否の判断、用法及び用量の決定等に特に注意が必要である場合、又は、臨床検査の実施や患者に対する細かい観察が必要とされる場合に記載
	重要な基本的注意	重大な副作用又は事故を防止する上で、用法及び用量、効能又は効果、投与期間、投与すべき患者の選択、検査の実施等に関する重要な基本的注意事項がある場合に記載
	併用禁忌	他の医薬品を併用することにより、当該医薬品又は併用薬の薬理作用の増強又は減弱、副作用の増強、新しい副作用の出現又は原疾患の増悪等が生じる場合で、临床上注意を要する組合せを記載
	併用注意	
	重大な副作用	医薬品の使用に伴って生じる副作用等を「重大な副作用」と「その他の副作用」に区分して記載
	その他の副作用	
	高齢者への投与	臨床試験、市販後調査又は薬物動態等の具体的なデータから高齢者に投与した場合の問題が示唆される場合に記載
	妊婦、産婦、授乳婦等への投与	用法及び用量、効能又は効果、剤形等から妊婦、産婦、授乳婦等の患者に用いられる可能性があつて、他の患者と比べて、特に注意する必要がある場合や、適正使用に関する情報がある場合に記載
	小児等への投与	小児等に特殊な有害性を有すると考えられる場合に記載
	臨床検査結果に及ぼす影響	医薬品を使用することによって、臨床検査値が見かけ上変動し、しかも明らかに器質障害又は機能障害と結びつかない場合に記載
	過量投与	過量投与の例があれば記載
	適用上の注意	投与経路、剤形、注射速度、投与部位、調製方法、薬剤交付時等に関し、必要な注意を適切な標題をつけて具体的に記載
その他	評価の確立していない文献、報告であっても重要な情報はこれを正確に要約して記載	

分類しようとする医薬品情報の設定根拠が副作用の発生に基づく場合は、「情報分類」の情報を「情報分類」として扱い、「情報分類」の情報を「情報分類」として扱う。

平成15年度

神奈川県医薬品適正使用推進体制整備検討委員会

遠藤 浩良 (会長)	帝京大学薬学部 名誉教授
加藤 勲	神奈川県医師会 副会長
富田 恭弘	神奈川県病院協会 副会長
高橋 紀樹	神奈川県歯科医師会 専務理事
田中 英昭	神奈川県薬剤師会 副会長
依田 啓司	神奈川県病院薬剤師会 理事
松尾 伸一	神奈川県医薬品卸業協会 理事長
森 茂	神奈川県医薬品メーカー連絡協議会
堀口 一弘	神奈川県立足柄上病院 院長

医薬関係者間連携体制整備検討専門委員会

遠藤 浩良	帝京大学薬学部 名誉教授
内田 健夫	神奈川県医師会 理事
石井 理美	神奈川県薬剤師会 理事
依田 啓司	神奈川県病院薬剤師会 理事
井上 清孝	神奈川県立足柄上病院 技幹

委員長

医薬品流通関係者間連携体制整備
検討専門委員会

川村 雅啓	神奈川県薬剤師会 常務理事
柳川 忠二	神奈川県病院薬剤師会 副会長
松村 裕	神奈川県医薬品卸業協会
吉富 章一	神奈川県医薬品メーカー 連絡協議会

委員長

平成16年度

神奈川県医薬品適正使用推進体制整備モデル評価委員会

遠藤 浩良 (会長)	帝京大学薬学部 名誉教授
加藤 勲	神奈川県医師会 副会長
近藤 脩	神奈川県病院協会 副会長
高橋 紀樹	神奈川県歯科医師会 専務理事
田中 英昭	神奈川県薬剤師会 副会長
依田 啓司	神奈川県病院薬剤師会 副会長
堀越 広	神奈川県医薬品卸業協会 理事長
遠藤 道雄	神奈川県医薬品メーカー連絡協議会
堀口 一弘	神奈川県立足柄上病院 院長

医薬品副作用情報評価検討専門委員会

加藤 勲	神奈川県医師会 副会長
内田 健夫	神奈川県医師会 理事
田中 恒明	神奈川県薬剤師会
依田 啓司	神奈川県病院薬剤師会 副会長
牧野 加代子	神奈川県医薬品メーカー 連絡協議会

委員長

医薬品適正使用モデル事業連携専門委員会

石井 理美	小田原薬剤師会 会長
高橋 幸夫	神奈川県医薬品卸業協会
田島 清行	神奈川県医薬品メーカー 連絡協議会
高柳 宏	神奈川県立足柄上病院 技幹

委員長

神奈川県医薬品適正使用連携体制整備ガイドライン

発行日 平成17年3月30日

発行者 神奈川県衛生部薬務課
〒231 - 8588
横浜市中区日本大通1
電話 045 - 210 - 1111 (代)
